2025年4月1日から 原付一種に新たな区分基準が追加されます!

原付一種の新基準
［総排気量］
50cc超125cc以下!
［最高出力］
4.0kW以下!

総排気量が125cc以下でも
最高出力4.0kW超の
原付二種は原付免許では運転できません!

○ 原付免許で運転可

総排気量が50cc以下の車両
＋
総排気量50cc超125cc以下で最高出力4.0kW以下の車両（今回新たに追加）

総排気量だけではなく、「最高出力」をカタログ等や販売店でよく確認を!

交通ルールは今までの原付一種と同じです!

最高速度30km/h以下 | 二段階右折 | 二人乗り禁止 | 最大積載重量30kg | 白・フチなしのナンバープレート

詳細はこちら
日本自動車工業会ホームページへ

警察庁 National Police Agency
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications
jama 一般社団法人 日本自動車工業会